

## JRSプレミアム会員概要のお知らせ

田中興運株式会社

このたびは、タウンボックスをご契約頂き誠にありがとうございました。  
タウンボックスのご使用にあたり、JRSプレミアム会員のサービス内容を以下の通りご案内申し上げます。

### 記

#### 1. JRSプレミアム会員の付帯サービスについて

##### ①移動特典

ご使用のタウンボックスのお荷物の増減に伴い、ご使用タイプの変更又は追加契約の場合事務手数料（通常月額使用料の0.5か月分）を無料とさせていただきます。また、変更・追加分にプラスの差額が発生する場合はその差額をいただきます。

##### ②鍵紛失時特典

ご使用のタウンボックスのお客様ご用意のキーを紛失又は毀損された場合鍵の破錠を当社にて無料で行わせていただきます。その際の作業時間は営業時間内とさせていただきます。また、破錠が不可能な鍵で専門店で依頼する場合は有料となります。

#### 2.財物（保管物）の盗難・火災について

皆様の大切な財物（保管物）を万一の事故から守るため最大50万円までの動産総合保険を契約しております。本保険の概要は下記のとおりです。内容をご確認の上、本書を保管くださいますようお願い致します。

- 保険種類                    動産総合保険
- 保険金額                    50万円（一事故）
- 自己負担額                なし
- 保険金を支払う場合

- ① タウンボックスに収容されている「財物」（以下、「保管物」）が、火災・落雷・破裂・爆発、風災・雹災・雪災、車両の衝突または接触、給排水設備の事故による水濡れ、騒擾または労働争議に伴う暴行・破壊、盗難、破損・汚損により損害を被った場合、タウンボックス使用者に保険金が支払われます。
- ② 火災・落雷・破裂・爆発等によって保険の目的が損害を受けたために生ずる費用として、損害保険金の30%を臨時費用保険金が支払われます。
- ③ 保険の目的の残存物の取片づけに必要な費用に対して、損害保険金の10%を限度に残存物取片づけ費用保険金が支払われます。

##### ○ 免責事項（保険金がお支払いできない場合）

- タウンボックス使用者の故意、重大な過失による損害
- 保管物の自然の消耗、さび、かび、変色の損害
- 瑕疵、ねずみ食い、虫食いなどによる損害
- 汚損、塗料のはがれなどの単なる外観の損傷による損害
- 置き忘れまたは紛失による損害
- 保険の対象に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害
- 戦争、暴動、その他の事変、差押え、没収、または核燃料物質等による損害
- 保険の対象の修繕費のうち、航空輸送によって増加した費用

- 地震、噴火またはこれらによる津波による損害
- 台風、暴風雨、豪雨などによる洪水、土砂崩れなどの水災による損害
- 電気的事故または機械的事故による損害

○ 保険の目的から除外される主なもの（下記のものにつきましては補償の対象外となります。）

- 1個または1組の価額が30万円以上の書画・骨董・美術品・宝石・貴金属、楽器
- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの
- ヨットおよびモーターボート
- 自動車
- 食料品
- 稿本、設計書、図案、雛形、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿、その他これらに類するもの
- その他「規約」で保管が禁止されているもの

○ 事故発生

保管物に事故が発生した場合は、直ちに弊社または取扱代理店までご連絡をお願いいたします。ご連絡が遅れた場合、ご提供する補償が削減される場合がございます。また、保険金請求権には時効（3年）がございますのでご注意ください。事故発生の際には以下の点の確認およびご協力をお願い致します。

- ① 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度及びこれらの事項について証人となる者があるときは、その者の住所・氏名を確認する。
- ② 保管物が盗難された場合には、その旨を最寄りの警察署へ届け出る。
- ③ 前記書類のほか保険会社より提出を求められた場合は、それに応じる。

○ 損害額の決定

お支払いする損害保険金の額は、次の基準により算出されます。

- 修繕可能な場合は事故発生直前の状態にするための修繕費を基準として算出します。  
※ 修繕をすることにより、保険の対象の価値が事故発生直前の状態を上回る場合（耐用年数が延びる場合などを含みます。）は、その部分を差し引いて保険金が支払われます。
- 修理不可能な場合や盗難された場合などは、損害が生じた時の時価が基準となります。

○ 保険金の請求

保険金請求書等の必要書類がすべてそろったものを保険会社が受領後、30日以内に保険金が支払われます。

○ その他

当該保険は、弊社が損害保険ジャパン日本興亜株式会社と動産総合保険を契約することで提供しています。

本書はご加入されている動産総合保険の概要を説明したものです。

詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意しておりますので、動産総合保険窓口迄ご連絡をお願いします。

また、ご不明な点がございましたら、動産総合保険窓口までお問い合わせください。

<p>《タウンボックス窓口》</p> <p>田中興運株式会社 お客様相談室 〒135-0084 東京都江戸川区南葛西1-15-8 TEL 03-5658-0215 FAX 03-3688-0347</p>	<p>《動産総合保険窓口》</p> <p>アセットガーディアン株式会社 ファイナンシャルコンサルティング事業部 〒104-0061 東京都中央区銀座5-13-3 いちかわビル7階 TEL 03-6226-3000 FAX 03-6226-3001</p>
--	---